

リフォーム・解体工事をご検討中の皆様へ

アスベストの飛散を防ぐために

❖工事をを行う前に、アスベスト（石綿）の事前調査が必要です
大気汚染防止法改正（令和3年4月施行）に伴い、一般の戸建住宅で行われる
リフォーム工事や解体工事もアスベスト（石綿）事前調査の対象となりました。

工事発注者（消費者）は石綿の飛散を防止するために、施工業者への石綿使用状況に
関する情報提供、石綿分析調査費用の負担、工事期間への配慮等が求められます。

❖アスベスト（石綿）とは？

天然の鉱物で綿のように軽く、耐火・防音・絶縁等に優れた素材として、世界中で建築資材や家庭用品などに幅広く使われました。しかし、飛散した石綿を吸引すると肺がん等の健康被害があると指摘され、日本では平成18年9月に輸入・製造・使用が禁止されましたが、それ以前の建物には現在も石綿が含まれる可能性があります。※1

◆こんな建材にもアスベストが含まれている可能性があります



屋根（化粧用スレート）



外壁（サイディング）



外壁（仕上塗材）



軒天（けい酸カルシウム板第1種）



便所（ビニール床シート）



床材（ビニール床タイル）

◆適正なリフォーム・解体工事を行うために、以下の点を確認しましょう

①工事業から石綿事前調査や飛散防止対策について、詳細な説明がされている。※2

②見積りに石綿調査・対策費用が適切に計上されている。
※事前調査と分析の両方に費用が掛かる可能性があります。

③石綿調査の有資格者（アスベスト診断士、建築物石綿含有建材調査者等）が調査している。



手続きなどの
詳細はこちら▲

※1 書面で平成18年9月以後の着工が確認できる建築物等に関しては、アスベスト含有建材なしと判断します。

※2 アスベストが含有しているとみなして、ばく露防止・飛散防止対策を講じて工事を行う場合は、その建材の分析調査は不要です。廃棄においてもアスベスト含有建材として処分します。

（問合先）大田区 環境対策課 環境調査指導担当 ☎03-5744-1369

大田区の住まいに関する制度や情報のご紹介

◆アスベスト分析調査費助成

助成対象 区内建築物の所有者または管理者かつ個人及び中小企業者

助成金額 アスベスト分析調査に要した費用の2分の1（上限10万円）

※助成金の申請には、窓口での事前協議（予約制）や2社以上の分析調査の見積り等が必要です。

詳細は、下記担当へお問い合わせください。

予算上限に達し次第終了します。

問合せ先

大田区建築調整課 建築相談担当
☎03-5744-1383



◆住宅リフォーム助成事業

助成対象 個人住宅の所有者または集合住宅の管理組合の理事長

助成金額 リフォーム工事費用の一部、吹付け石綿除去工事費用の一部

※工事内容によって、助成割合や上限金額が異なります。また、区内中小事業者による施工が対象です。詳細は、区のホームページを参照又は下記窓口へお問い合わせください。

詳細は、区のホームページを参照又は下記窓口へお問い合わせください。

問合せ先

大田区住宅相談窓口（建築調整課住宅担当内）
☎03-5744-1343

◆無料リフォーム相談会

区内建築業団体の有志による「大田区建築あっせん事業連絡協議会（大田建協）」の専門家が、簡易な修繕からリフォーム工事、新築工事まで様々な住まいに関する相談を無料で承ります。

開催日時

毎月第2・4火曜日

午後1時30分～4時30分

開催場所

大田区役所1階南側ロビー
（JR蒲田駅東口徒歩2分）

問合せ先

大田区産業振興課
☎03-5744-1363



屋根や給湯器の修理業者を装った

悪質な詐欺が非常に

増えています！

住民から見えにくい箇所であることを悪用し、危険な状態であると不安をあおり、**不当に高額な修理や契約等を持ちかける詐欺業者が後を絶ちません。**不審な業者が来たら絶対に、

敷地内へ入れない、その場で契約しない！

「近所で工事をしている者ですが、お宅の屋根が危険な状態なのを見つけまして～」「無料で点検を行っています」「この場で契約するなら安くしますよ」「保険金を使ってお得に修理できますよ」などと訪問してくる業者には特にご注意ください。

また、**点検と称して屋根に登り、業者が自分で破壊した**箇所の写真を見せ、早急に修理を迫る悪質業者も出没しています。怪しいと感じたらその場で契約せず、まずはご相談ください！

問合せ先 大田区立消費者生活センター
消費生活相談 ☎03-3736-0123

